

日弁連総第2号
2017年（平成29年）4月20日

静岡県警察本部長 筋 伊知朗 殿

日本弁護士連合会
会長 中本和洋

勸告書

当連合会は、申立人A申立てに係る人権救済申立事件（2014年度第55号人権救済申立事件）につき調査した結果、以下のとおり勸告する。

第1 勸告の趣旨

静岡県警察X警察署の警察官が、申立人に対して実施したDNA型鑑定資料の採取手続には、申立人がこれを明確に拒否したにもかかわらず、長時間にわたって何度も説得を行って採取した点において人権侵害が認められる。

よって、当連合会は、貴警察本部に対し、以下のとおり勸告する。

- 1 被疑者からDNA型鑑定資料を令状によらずに任意に採取する場合には、同資料が原則として令状に基づいて採取されるべきである点に鑑みて、採取の意味、利用・保存方法などの説明を書面により十分に行い、書面による承諾を得ること
- 2 DNA型鑑定資料の採取の意味、利用・保存方法などについて書面による説明を行ったにもかかわらず、被疑者がDNA型鑑定資料の採取を明確に拒否した場合には、それ以上の勧誘や説得を行わないこと

第2 勸告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

日弁連総第2号
2017年（平成29年）4月20日

警察庁長官 坂口正芳 殿

日本弁護士連合会
会長 中本和洋

勧告書

当連合会は、申立人A申立てに係る人権救済申立事件（2014年度第55号人権救済申立事件）につき調査した結果、以下のとおり勧告する。

第1 勧告の趣旨

静岡県警察X警察署の警察官が、申立人に対して実施したDNA型鑑定資料の採取手続には人権侵害が認められる。

よって、当連合会は、貴庁に対し、既に採取された申立人のDNA型記録のデータを警察庁DNA型データベースから抹消・廃棄することを勧告する。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり

警察におけるDNA採取に関する人権救済申立事件

調査報告書

2017年（平成29年）4月13日

日本弁護士連合会

人権擁護委員会

事件名 警察におけるDNA採取に関する人権救済申立事件（2014年度第55号）

受付日 2015年（平成27年）1月21日

申立人 A

相手方 静岡県警察本部及び警察庁

第1 結論

静岡県警察本部長及び警察庁長官に対して、勧告書のとおり勧告を行うことを相当とする。

第2 申立ての趣旨及び理由

1 申立ての趣旨

申立人は、静岡県警察X警察署において、被疑者としてDNA型鑑定資料を採取された。しかし、その際に警察に提出した「承諾書」は、半ば強制的に書かされたものであり、無効である。

よって、警察の管理するDNA型データベースから申立人のDNA型記録のデータを抹消し、その旨を証明する文書の提出を求める。

2 申立ての理由

申立人は、静岡県迷惑行為等防止条例違反被疑事件（自転車に乗っていた女性の臀部を申立人が手で触ったという被疑事実）の被疑者として、静岡県警察X警察署の警察官から取調べを受けたが、その際に警察からDNA型鑑定資料の採取に任意に応じるよう求められた。申立人は、これを任意提供するつもりはなかったことから、明示的に拒否したが、警察官により長時間、執拗な勧誘説得活動が続けられ、事実上拒否できない状況に追い込まれた結果、やむなくDNA型鑑定資料の採取に応じざるを得なかった。

DNA型鑑定資料の採取は、申立人の真意に基づくものではなく、警察の管理するDNA型データベースからの抹消を求める。

第3 調査の経過

- 1 2015年 8月19日 申立人への電話による事情聴取
- 2 2015年10月16日 警察庁及び静岡県警察本部に対する照会
- 3 2015年11月25日 警察庁からの11月24日付け回答受領

(1) 被疑者DNA型記録及び遺留DNA型記録の件数、余罪照会による一致件数、遺留照会による一致件数、同一犯照会により同一犯と判明した事件数に

ついて回答があった。

(2) 被疑者DNA型鑑定資料の採取に関する質問については、検挙された事件及び把握済みの余罪事件の捜査のために必要ある場合並びに余罪を犯しているおそれがあり、余罪の有無を確認する必要が認められる場合にDNA型鑑定資料の採取を行っているが、対象罪種は限定していないとの回答があった。また、DNA型鑑定資料の任意採取の方法（被疑者への説明等）に関する質問について、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）や犯罪捜査規範等の関係規定に基づき適正に行っているとするだけの回答があった。

(3) DNA型記録のデータの抹消に関して、DNA型記録取扱規則（平成17年国家公安委員会規則第15号）第7条1項2号の「被疑者DNA型記録を保管する必要がなくなったとき」とは、当該被疑者DNA型記録に係る被疑者が一定の年齢に達したとき等とすると回答があったが、具体的な年齢は明示されなかった。また、被疑者DNA型記録に係る者が死亡した結果、DNA型記録のデータを抹消した件数等についての質問には、回答がなかった。

4 2015年11月27日 静岡県警察本部からの11月26日付け回答受領

申立人が主張する事実関係等に関する照会に対して、個別事案については回答しないとの理由により、具体的な回答はされなかった。

5 2016年 7月14日 申立人の実姉への電話による事情聴取

申立人を説得することになった経緯について、「静岡県警察X警察署の警察官から電話があり、『弟さんから事情聴取中であるが、DNA型鑑定資料の採取に応じてもらえない。お姉さんから採取に応じてもらうよう説得してくれないか。』との要請があった。詳しい事情はわからなかったが、弟が事件を起こしたことは間違いないことなので、警察に協力するよう説得した。」との説明があった。

第4 認定した事実

- 1 申立人によれば、申立人には性犯罪の前科・前歴はない。
- 2 申立人は、静岡県迷惑行為等防止条例違反被疑事件（自転車に乗っていた女性の臀部を申立人が手で触ったという被疑事実）の被疑者として、静岡県警察X警察署警察官から、取調べを少なくとも4回受け、警察での取調べに対し、被疑事実を認める供述を行い、その旨の供述調書の作成に応じた。
- 3 申立人のDNA型鑑定資料採取が行われたのは、警察官による取調べ終了後の午後5時頃から午後6時40分頃までの間である。
- 4 申立人は、警察での捜査終了後、書類送検された後の時点で私選弁護人を依

頼し、同弁護人を通じて被害者との示談交渉を行い、示談金を支払う内容での示談が成立した。なお、弁護人には、DNA型鑑定資料の採取については報告しなかった。

5 申立人は、後に不起訴処分となった旨を弁護人から聞いている。

6 申立人からのDNA型鑑定資料の採取経過は以下のとおりである。

(1) 警察官による被疑事件の取調べ終了後、鑑識室において、写真撮影、身長測定、足のサイズの測定、指紋の採取等を行った。その後、鑑識担当と思われる警察官（以下「鑑識担当警察官」という。）から、申立人のDNA型鑑定資料を採取したいとして任意での提出を求められた。

(2) これに対し、申立人は、「任意であるなら拒否します。提供したくありません。」「DNAを提供するのは怖いこと、究極のプライバシーだからです。」

「以前、DNA型情報についての講演会を聴講したことがあり、DNA型情報は究極のプライバシー情報であるためその管理に注意を要すると認識しているため、提供したくない。」としてDNA型鑑定資料の採取を明示的に拒否した。

なお、この時、鑑識担当警察官は、A4の棒グラフ様の図が印刷された資料を提示しただけであり、申立人は、採取されたDNA型鑑定資料がどのような目的で利用されるのか、どのように管理、保管されるのかなどについては資料も提示されず、説明もされなかった。

(3) その後、被疑事件の取調べを担当していた警察官が説得活動に加わった。同人は申立人に対して、「DNAを提供しなかったことを被害者に言う。」との趣旨の発言を行ったほか、申立人の姉に架電して申立人に姉と会話をさせた。申立人と姉は5分程度話したが、姉の話は「警察の言うことに従いなさい。」とDNA型鑑定資料の提供に応じるよう説得するものであった。

このような申立人に対する説得は、DNA型鑑定資料の要求を受けてからおおよそ1時間から1時間30分にわたり何度も行われた。

(4) このように、申立人は何度もDNA型鑑定資料採取に応じるよう長時間にわたって説得され、さらに、姉による説得までされたことで、DNA型鑑定資料の採取に応じるほかないと諦め、任意提出の書類に署名し、資料提供に応じた。採取方法は、警察が用意した採取キットを用いて、申立人の口内細胞をこすり取って採取するというものであった。

第5 当委員会の判断

1 警察庁DNA型データベースをめぐる問題性

(1) 警察庁DNA型データベース

DNA型鑑定とは、細胞内にあるDNAを構成している塩基(塩基成分にはアデニン(A)、チミン(T)、グアニン(G)、シトシン(C)の4種類がある)の配列に個人差(多型)があることから、これを分析して個人識別をしようとするものであり、1985年にイギリスで発表され、その後、各種の方法が開発され、広く用いられるようになった。塩基配列には同じ配列が反復している部分があり、反復回数に個人差があることから、反復回数を型として記録して比較することにより個人識別を行うものである。警察庁で採用されているのは、主にSTR法と呼ばれる方法であり、DNAの特定部分(座位)における数個の塩基配列の反復回数をデータとして採取して比較するものである。警察庁は、2004年12月、遺留資料DNA型情報検索システム運用要領に基づき、「遺留資料DNA型情報検索システム」の運用を開始し、2005年8月26日、「DNA型記録取扱規則(平成17年国家公安委員会規則第15号)」(以下「規則」という。)及び「DNA型記録取扱細則(平成17年警察庁訓令第8号)」(以下「細則」という。)を公布して同年9月1日から「被疑者に係るDNA型データベース」の運用を開始した。

(2) DNA型データベースの運用の問題

DNA型情報は、個人を特定する様々な情報の集合体である。例えば、外見や性格の違い、病気へのかかりやすさの違い、あるいは薬が効きやすい・効きにくい、副作用の有無など薬に対する応答性の違い、お酒に強い弱いといった特徴も遺伝情報に含まれる。DNA型情報を調べれば、親子や兄弟姉妹、血縁についての情報をある程度正確に知ることができる。それは、DNA型鑑定資料を採取された本人だけでなく、周りの家族にとっても重要な情報である上に、住所や名前と異なり、一生変わらない個人情報である。このような意味で、DNA型情報は究極の個人情報であり、プライバシー情報である。このように、DNA型情報は親兄弟、子孫を含めた血縁者に対して重大な影響を与える可能性があり、万一、遺伝情報が部外者に漏れたり、無造作に扱われた場合には、人権侵害などの様々な問題が起きる危険性がある。

したがって、DNA型情報については慎重な取扱いが必要とされるが、現在の警察庁によるDNA型データベースの運用は、規則及び細則に基づきなされており、DNA型情報の採取が、指紋の採取とは異なり、法律上の根拠がないまま規則のみに基づき運用されている。また、現在運用されているDNA型データベースにおいては、DNA型情報の採取、登録対象、保管、利用、抹消、品質保証、監督・救済機関等の点において、いずれも不十分であ

り、重大な問題がある。このことは、当連合会が従前から指摘しているところである（2007年12月21日付け「警察庁DNA型データベース・システムに関する意見書」。以下「当連合会意見書」という。）。

(3) 個人情報保護法改正

2015年9月、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、関連法令の整備によりDNA塩基配列に関する情報が「個人識別符号」として個人情報になり得ることが明確にされた。また、人種、信条、病歴など不当な差別、偏見等の不利益が生じないよう取扱いに特に配慮を要する「要配慮個人情報」が新たに設けられ、遺伝子検査の結果もこれに当たるとされた。これらの改正の背景には、個人情報の保護の観点から、その取扱いを厳格化する必要性が高まっているという事情がある。このような社会事情を踏まえると、現状のように、警察が、DNA塩基配列の情報を取得、利用、管理することを、法律上の根拠がない状態で放置することは、なお一層問題であると言わざるを得ない。

(4) 警察庁DNA型データベースの拡充

ところが、現時点においても、警察がDNA型鑑定資料を採取し、DNA型データベースに登録して運用することについては、法律上の根拠はない状態である。指紋や足形と同様に、刑訴法第218条3項に基づいて令状によらず採取可能であるとする考え方があるが、外形上の特徴にすぎない指紋や足形と究極の個人情報であるDNA型鑑定資料を同じ法律により対応できるとする根拠はない。採取した情報の利用、保管、廃棄等についても、法律上の根拠がなく、民主的コントロールの及ばないまま、DNA型データベースが運用され続けている。

さらに、これにとどまらず、DNA型鑑定資料の採取やDNA型データベースとの照合が行われる対象犯罪の範囲が拡大されている。すなわち、従前は、強姦や強制わいせつといった性犯罪や強盗、窃盗などの被疑者を逮捕しても、具体的に余罪を把握していない場合にはDNA型鑑定資料の採取やDNA型データベースとの照合を実施していなかったが、2010年4月1日、余罪を具体的に把握していない場合でも同種の余罪が疑われれば積極的にDNA型鑑定資料を採取しデータベースと照合するようになった（宮崎光法著「DNA型データベースの更なる活用について」捜査研究722号61ページ（2011年））。また、警察庁は、2012年9月10日、警察庁に対する鑑定嘱託の積極的実施、遺留資料の積極的な採取とDNA型鑑定の実施、被疑者資料の積極的な採取とDNA型鑑定の実施等をするよう通達している

(同日付け警察庁丁鑑発第906号「DNA型データベースの抜本的拡充に向けた取組について」)。特に、被疑者資料については、強姦等以外の罪種についても「余罪を犯しているおそれ」を限定的に解釈することなく、DNA型鑑定によって余罪の有無等を確認する必要がある被疑者については、身柄拘束の有無にかかわらず、積極的に被疑者から資料を採取し、DNA型鑑定の実施を徹底するよう指示している。さらに、2016年12月1日付け警察庁丁鑑発第1246号「DNA型鑑定資料の採取等における留意事項について」が通達され、同通達では、被疑者資料採取時の留意事項として、被疑者について、本件や余罪捜査のために必要な場合には積極的に被疑者から鑑定資料を採取して鑑定を実施するとされている。

(5) DNA型データベース拡充等の問題点

現状のままでDNA型データベースの拡充を肯定する論拠の一つとして、DNA型データベースに登録されるDNA型情報は、単なる数字の羅列にすぎないものであり、身体的特徴、病気等に関する情報は含まないとして、DNA型鑑定及びそれに基づくDNA型データベースにより究極のプライバシーを侵害するものではないとする考え方があり。すなわち、ヒトの遺伝情報である30億塩基対のうち、遺伝子としてアミノ酸配列を示している領域(コード領域)は実は5%に満たず、大部分の領域はタンパク質を作るという遺伝情報としては働いていないところ、現在のDNA型鑑定資料により得られるDNA型情報は遺伝情報としては働いていない非コード領域にあり、遺伝情報を持たないため、こうした領域における鑑定対象の座位が個人のセンシティブな遺伝情報を産生しないとするものである。

しかし、警察庁が主に採用しているSTR法が検査対象とするDNA型のうち、一部にはセンシティブな遺伝情報が含まれているという指摘がある上に(井上悠輔「被疑者段階で採取された試料・DNA型データの保有継続をめぐってーヨーロッパ人権裁判所SおよびMarper対イギリス判決ー」医療・生命と倫理・社会8号86ページ(2009年))、タンパク質に翻訳されない非コード領域を遺伝とは無関係とする考え方も否定されている(ジャン・ドゥーシュ(佐藤直樹訳)「進化する遺伝子概念」187ページ(2015年))。

また、2008年12月にヨーロッパ人権裁判所大法廷は「SおよびMarper対イギリス判決」において、イギリス警察が運用するDNA型データベースについて、嫌疑をかけられたが有罪には至らなかった個人の指紋、組織試料及びDNA型プロファイルを継続的に保有している状況の「網羅的

で見境ない性格」は公私の利益の均衡を欠いたものであり、こうした保有の在り方は、私生活の尊重に関する申立人の権利への不釣り合いな介入を構成し、民主的社会において必要不可欠なものとなしえないとして、ヨーロッパ人権条約8条（私生活および家族生活の尊重を受ける権利）違反を構成するとの判決を全会一致で下している（S. and Marper v. The United Kingdom, 2008-V Eur. Ct. H. R. 167（2008年）, 前掲井上悠輔「被疑者段階で採取された試料・DNA型データの保有継続をめぐって—ヨーロッパ人権裁判所SおよびMarper対イギリス判決—」医療・生命と倫理・社会8号82ページ（2009年））。我が国の警察庁DNA型データベースの運用についても、同様の批判が指摘され得るが、イギリス警察のDNA型データベースが法律上の根拠に基づくものであることを考慮すれば、我が国のそれは、なおさらその人権侵害の危険性は高いものといえる。DNA型データベースが、過去に発生した当該犯罪捜査のためのものであると位置付けられていることから、当該犯罪捜査についてのDNA型情報の必要性が存在しない場合又は存在しなくなった場合においてまで、警察が市民のDNA型情報を継続的に保管する必要性がないことは明らかであり、当該犯罪捜査の終了後の保管は正当化され得ないものというべきである。ましてや、法律上の根拠がないまま、犯罪捜査の終了後もDNA型情報が保管される状態が継続することには重大な問題があるといわざるを得ない。

また、前記通達「DNA型鑑定資料の採取等における留意事項」では、広汎な余罪捜査の必要性を認めた上で、余罪捜査のために積極的なDNA型鑑定資料の採取を指示しており、DNA型データベースの拡充が進められている。

上記のとおり、現在のDNA型データベースの在り方が、DNA型情報の採取のみならず、その後の利用、保管、廃棄についても、国民のプライバシーとの関係で重大な問題をはらんでいる。

2 捜査機関によるDNA型鑑定資料の採取の許容性

(1) 具体的な捜査にDNA型鑑定資料の採取の必要性がある場合

① 強制採取の場合

具体的な捜査にDNA型鑑定資料の採取の必要性がある場合において、被疑者から強制的にDNA型鑑定資料を採取するためには、強制採尿と同じく医師によるという条件を付した搜索差押許可状か、あるいは採血と同様に鑑定処分許可状と身体検査令状が必要である。

② 任意採取の場合

他方、具体的な捜査にDNA型鑑定資料の採取の必要性がある場合において、被疑者の同意に基づき任意の採取を行うことも考えられる。その場合、被疑者の形式的な同意だけでDNA型鑑定資料の採取が許されるとすべきではない。なぜなら、被疑者として捜査の対象となり、又は、身柄を拘束された状況下において、被疑者の真意に基づく同意が得られるかは疑問であり、同意の名の下に強制的な採取が行われる危険があるからである。

DNA型情報が「究極の統一的・総合的な個人情報」であることに鑑みれば、被疑者からのDNA型鑑定資料の採取は原則として令状によるべきであり、任意の採取は、被採取者に対し、採取の意味、利用・保存方法などの説明を書面により十分に行い、被採取者がDNA型鑑定資料採取の意味を十分に理解した上で、書面によりその承諾が得られた場合にのみ例外的に許されるというべきである。なお、前記通達「DNA型鑑定資料の採取等における留意事項」においても、DNA型鑑定資料の採取手続について、DNA型鑑定の結果を当該事件や余罪の捜査に利用することについて十分説明し、任意提出書への署名・押印を求めるなどとしているが、書面による説明までは求められていない。

(2) 具体的な捜査にDNA型鑑定資料の採取が必要ない場合の刑訴法第218条3項による採取

- ① この点について、現行のDNA型データベースを前提としても、指紋と同じようにDNA型情報を取得することができるとする見解がある（前田雅英「DNAデータベース化の必要性と犯罪状況」警察学論集58巻3号70ページ以下（2005年））。

すなわち、口の中の口腔内細胞は綿棒でひとなぜすることによって採取でき、これを利用してDNA型鑑定をすることが可能であるが、これは外界に接する体表面から簡単に剥がれる細胞を取得するだけであるから、指紋の採取に準じて、具体的な捜査の必要性とは無関係に刑訴法第218条3項により実施できるというものである。

しかし、一時的とはいえ個人のDNA型鑑定資料が捜査機関により採取されるのであるから、採取されたDNA型鑑定資料により個人の遺伝情報の全てが探られる可能性は否定できない。また、規則に基づきデータ登録される特定DNA型（24か所の座位及びアメロゲニン）には現在のところ遺伝情報は含まれていないとされているものの、将来遺伝情報を含むことが明らかになる可能性は否定できない。さらに、24か所の座位により個人の血縁関係はもとより、DNA型の出現頻度により民族的出自を推認

することも可能であるから、これを身体の外形の一部に過ぎない指紋と同様に解することはできない。よって、DNA型鑑定資料の採取について、刑訴法第218条3項が予定するものと解することはできない。

- ② なお、憲法第35条が規定する捜索・押収における令状主義の保障の例外が、現行犯逮捕ないし緊急逮捕の場合に限られていることに鑑みれば、犯罪の嫌疑がない無令状の捜索・押収が憲法第35条の許容するところでないことはいうまでもない。

具体的な捜査の必要性なくして、データベース化それ自体ないしはその充実のため、DNA型鑑定資料を強制的に採取することは、「将来の」犯罪捜査に役立てることを目的とするものであるから、犯罪捜査そのものではなく、犯罪の予防ないしは捜査の円滑化を図るという行政警察の問題である。そのような目的のために、DNA型鑑定資料を強制的に取得することは、仮に令状をもってしても、我が国では憲法第35条に反するものとして許されないというべきである。

- (3) 具体的な捜査にDNA型鑑定資料の採取が必要でない場合の任意採取

具体的な捜査にDNA型鑑定資料の採取が必要でなく、データベース化それ自体ないしはデータベースの充実のためにDNA型鑑定資料を任意に採取することは、具体的な事件捜査のためにDNA型鑑定資料の採取が必要でない以上、任意であっても、DNA型鑑定資料を採取することは許されない。

3 犯罪捜査の過程で保有されたDNA型記録の抹消について

規則第7条1項2号では、「前号（被疑者DNA型記録の被採取者死亡）に掲げるもののほか、被疑者DNA型記録を保管する必要がなくなったとき」には当該被疑者DNA型記録を抹消しなければならないと規定しており、保管の必要性が存在しない場合の抹消の規定が存在するものの、違法な手続によってDNA型情報が採取登録された場合を想定した規定はない。

しかしながら、上記のとおり、捜査のためにDNA型情報を収集するに当たっては、極めて慎重な判断が求められていること、DNA型情報の採取に当たっては原則として裁判所の令状による採取手続が行われるべきであることに鑑みれば、その採取手続に令状主義の精神を没却するような人権侵害が認められる場合においては、警察においてそのような違法な手続によって収集したDNA型情報を保管する正当性は認められず、速やかに抹消されるべきである。

なお、前述したヨーロッパ人権裁判所の判断でも、DNA型情報の保有について、「DNA型情報は、個人間の遺伝子配列の類似性について特定する能力を備えもっており、こうしたDNA型プロファイルの継続的な保有は関連する

個人間の私的生活が尊重される権利への介入を構成する」としている。

4 本件の判断

(1) 具体的な捜査にDNA型鑑定資料の採取が必要であったか

本件では、前記第4のとおり、申立人は自転車に乗っていた女性の臀部を手で触ったという被疑事実について取調べを受け、かつ、申立人は被疑事実を認めている。そうすると、当該被疑事実の捜査のためには、DNA型鑑定資料の採取が必要でなかった可能性が高いとも思われる。

しかし、前記第4の認定事実のみからは、当該被疑事実に関する遺留資料の有無や、具体的な余罪捜査におけるDNA型鑑定資料の採取の必要性の有無なども明らかではなく、具体的な捜査にDNA型鑑定資料の採取の必要性がないとまで断定することは困難である。

(2) 申立人のDNA型鑑定資料採取に対する承諾経過の人権侵害性

仮に、具体的な捜査のためにDNA型鑑定資料の採取が必要であったとしても、前記第5の2(1)のとおり、任意の採取は、被採取者に対し、書面により、採取の意味、利用方法などの説明を十分に行い、被採取者がDNA型鑑定資料採取の意味を十分に理解した上で、その同意が得られた場合にのみ例外的に許されるというべきであるところ、本件では、前記第4のとおり的事实経過によって、最終的に任意採取の同意書に署名し、DNA型鑑定資料の採取に応じたものであるが、書面による説明を行っておらず、具体的な捜査にDNA型鑑定資料の採取の必要がある場合の任意採取の方法（前記第5の2(1)②）としても不適切である。

申立人は、鑑識担当警察官から、DNA型鑑定資料の採取について、任意であることの説明を受け、明示的に拒否の意思表示を行った。しかし申立人は、その後も警察官から何度も説得を受け、その説得はDNA型鑑定資料の採取の要求を受けてから1時間から1時間30分の長時間に及んだ。このように、明示的に採取拒否の意思表示をしている申立人に対し、執拗な説得活動が行われたことについては、前記第5の2のとおり任意でのDNA型鑑定資料の採取が例外的な場合にしか許容されないことに鑑みると、人権侵害が認められ、不当なものであったといわざるを得ない。

なお、本件では、任意提供を求める警察官の勧誘説得活動において、棒グラフ様の図が記載された書面が用いられていたが、これ以外の書面は申立人に提示・交付されておらず、申立人においてDNA型鑑定資料の任意提供に応じるか否かの説明の態様として不適切であることも指摘せざるを得ない。DNA型鑑定資料の任意提供に当たっては、その採取情報の重要性、人権侵

害性に鑑み、採取されたDNA型情報の採取の意味や利用方法等について、書面により十分に説明を行い、承諾を得るべきことは、当連合会意見書でも既に指摘している。

その点をおくとしても、担当警察官が行った「DNAを提供しなかったことを被害者に言う。」との趣旨の発言が問題となる。静岡県警察は、同事実の有無に関する照会について回答していないが、担当警察官は電話で申立人の姉を呼び出して、申立人に対してDNA型鑑定資料の採取に応ずるよう説得させるなどしていることから、前記のような言葉により申立人を説得することも十分推認できる。

本件における担当警察官は、申立人が「DNAは究極のプライバシーであるからDNA型鑑定資料の採取を拒否する。」との理由を示して拒否したのに対し、論理的説得を行うことなく、申立人の姉に架電して申立人と会話をさせるなどの対応に終始している。このような担当警察官の対応は、申立人において、被害者感情の悪化や警察、検察官の心証悪化により刑事処分が不利益に作用することを恐れる心理状態に陥らせ、真意に基づかない採取承諾につながる危険性がある。さらに、捜査機関が電話を用いて、DNA型鑑定資料の採取に応じるよう、申立人を姉に説得させるなどすることは、あくまで任意であるはずの資料採取における説得活動として許容される限度を超えた働きかけであり、申立人が事実上意に反して採取に応じざるを得ない状況が作出されたものである。このような事情を考慮すると、本件におけるDNA型鑑定資料の採取手続は、事実上の強制採取であり、被疑者である申立人の自由意思を侵害し、令状主義の精神を没却する人権侵害であると評価できる。

このことは、申立人が、資料採取に当たり、任意提出の意思表示を示す書類に署名し、警察に提出していたとしても、書類提出に至るまでのプロセスに上記のとおりの人権侵害がある以上、その結論を左右するものではない。

(3) DNA型情報の抹消

本件において申立人からDNA型鑑定資料を採取した手続は、任意捜査として認められる許容範囲を超えた令状主義の精神を没却する人権侵害であることから、申立人から採取したDNA型情報は、違法な捜査によって収集されたものであるということとなり、それを警察がデータベースに登録して保管することは適正手続の保障・憲法第31条に反し正当性を有しないというべきである。

したがって、本件において申立人から採取・登録されたDNA型情報は、

データベースから抹消・廃棄されなければならない。

(4) 結論

よって、当連合会は、静岡県警察本部長に対して、被疑者からDNA型鑑定資料を令状によらずに採取する場合には、採取の意味、利用・保存方法などの説明を書面により十分に行い、書面による承諾を得ること、さらに、被疑者がDNA型鑑定資料採取の意味、利用・保存方法などについて書面による説明を行ったにもかかわらず、DNA型鑑定資料の採取を明確に拒否した場合には、それ以上の勧誘や説得を行わないよう勧告し、警察庁長官に対して、既に採取された申立人のDNA型記録のデータを警察庁DNA型データベースから抹消・廃棄することを勧告する。